

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

平成19年6月に交付された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づき、平成19年度決算による町の健全化判断比率と資金不足比率を公表します。健全化判断比率のうち1つでも早期健全化基準以上である場合は財政健全化計画を、財政再生基準以上である場合は財政再生計画を定める必要があります。また、資金不足比率が経営健全化基準以上となった場合は経営健全化計画を定める必要があります。

健全化判断比率	区分	藤里町	早期健全化基準	財政再生基準
	実質赤字比率	—	15.00%	20.00%
	連結実質赤字比率	—	20.00%	40.00%
	実質公債費比率	18.1%	25.00%	35.0%
	将来負担比率	169.7%	350.0%	(基準なし)
資金不足比率	区分	藤里町	経営健全化基準	備考
	水道特別会計	—	20.00%	法非適用
	公共下水道事業特別会計	—	20.00%	法非適用
	農業集落排水事業特別会計	—	20.00%	法非適用
	合併浄化槽事業特別会計	—	20.00%	法非適用

※実質赤字比率及び連結実質赤字比率は黒字のため「—（該当なし）」で表示しています。

※資金不足比率がない会計は「—（該当なし）」で表示しています。

一定面積以上の土地取引には 届出が必要ですよ

国土利用計画法は、土地の投機的取引や地価高騰を抑制するとともに、適正かつ合理的な土地利用の確保を図るため、大規模な土地取引について届出制を設けています。

【届出事項】

・土地の所在及び面積、利用目的、土地に関する対価の額など

【届出が必要な土地取引】

・売買契約、売買予約契約、交換契約等

【届出が必要な土地の面積】

- ①市街化区域 2,000㎡以上
- ②その他の都市計画区域 5,000㎡以上
- ③都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上

【届出期限】

・契約（予約を含む）を締結した日から2週間以内に、土地の所在する市・区役所、町村役場の国土利用計画法担当窓口届け出てください。

【その他】

・期限内に届出をしなかったり、偽りの届出をすると、6ヶ月以下の懲役又は100万円以下の罰金に処せられます。

【お問い合わせ先】

藤里町総務課 行政改革推進係

☎(79) 2111 (内線230)

町営住宅入居者募集!

藤里町では、空き家となる町営住宅2戸の入居者を募集します。入居希望者は、次の事項に留意され、お申し込みください。

【募集住宅】

- ・朝日ヶ丘団地30号住宅（粕毛字家の後124-32）
- ※平成7年建築木造平屋建て
- ・清水岱第二団地第3号住宅（粕毛字清水岱7-95）
- ※昭和60年建築木造平屋建て

【入居資格】

- ①現に同居し、又は同居しようとしている親族（婚姻の予定者含む）があること。
- ②現に住宅に困窮している者。
- ③月額所得が20万円以下であること。（60歳以上又は身体障害者の方は月額26万8千円以下）

【家賃等】

- ・住宅使用料金
- ・同居家族全員の収入に応じ算出され毎年度変更
- ・最低家賃
- 朝日ヶ丘団地第30号住宅 17,300円
- 清水岱第二団地第3号住宅 10,200円
- ・入居敷金 月額家賃の3ヶ月分

【選考方法】

・実態調査によって、住宅困窮度の高い者から選び、応募者が多い場合は抽選により選考します。

【申込期限】

・11月28日（金）

【入居可能日】

・12月中旬

【その他】

・入居申し込みの際には、入居（同居）者の所得証明書と家族全員の住民票が必要です。

・入居許可後は、入居者の印鑑証明書、保証人の印鑑証明書及び所得証明書それぞれ各1通が必要です。

【申込み・お問い合わせ先】

藤里町建設課建設係

☎(79) 2115